

介護機関

1. 平成26年7月1日以降に介護保険法で指定を受けた介護機関について

平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可がなされた介護機関は、生活保護法の指定介護機関としての指定を受けたものとみなされるため、別途生活保護法における指定申請は不要です。また、介護保険法において廃止された場合、指定の取消しがあった場合及び指定の効力が失われた場合は、生活保護法の指定介護機関としての指定の効力も失われます。

変更等の届出については、以下の表のとおりです。

申請・届出は、事業所ごとに提出してください。（指定はサービスごとの指定となります。）

届出を要する事項	指定申請	廃止届	変更届	休止届	その他
<ul style="list-style-type: none">・指定介護機関の名称を変更した場合・開設者の名称を変更した場合・指定介護機関の所在地を変更した場合（行政による住居表示等により変更された場合を含む。）・開設者が法人で、法人代表者を変更した場合・管理者を変更した場合			○		
<ul style="list-style-type: none">・指定介護機関の開設者が当該指定介護機関を休止した場合（再開の意思がある場合）				○	
<ul style="list-style-type: none">・休止した指定介護機関を再開した場合					再開届
<ul style="list-style-type: none">・他法による処分を受けた場合					処分届